

訪問看護リハステーション春

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社さくらが開設する訪問看護リハステーション春(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所及び出張所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護リハステーション春
- ② 所在地 三重県四日市市尾平町1580-1 ロイヤルコート21 1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする(カッコ内は出張所の員数:再掲)。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	3名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		2名	—	2名	—	
作業療法士		—	—	2名	—	
言語聴覚士		1名	—	—	—	
事務職員		—	—	1名	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状観察
- ② 体位変換
- ③ 栄養・食事の援助
- ⑫ 介護用品の管理・指導
- ⑬ その他、医師の指示による看護・リハビリテーション
- ⑭ ADL 訓練

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| ④ 排泄の援助・オムツ交換 | ⑮ 筋力訓練・関節可動域訓練 |
| ⑤ 整容・衣服の着脱の援助 | ⑯ 屋外活動訓練 |
| ⑥ 移動・移乗・散歩などの介助 | ⑰ 歩行訓練 |
| ⑦ 口腔ケア | ⑱ 呼吸リハビリテーション |
| ⑧ 身体の清潔保持 | ⑲ 高次脳機能障害へのリハビリテーション |
| ⑨ 認知症に対する自主プログラム | ⑳ 認知症への対応 |
| ⑩ 家族の介護相談・支援 | ㉑ 服薬管理(服薬状況・残薬の確認など)、服薬に関する相談提案 |
| ⑪ 家屋改造のアドバイス | ㉒ ターミナルケア |

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 交通費

第8条の通常のサービスの実施地域に居住の利用者は無料とする。それ以外の地域に居住の利用者については交通費が実費負担となる場合がある。なお、自動車を使用した場合の通常の実施地域を越える場合、片道1km毎に10円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 訪問時間までに連絡がない場合のキャンセルは、キャンセル料が発生する(但し、緊急やむを得ない場合は除く)。

5 90分を超える訪問看護を行った場合は、30分ごとに4,500円とする(長時間訪問看護加算算定時以外)。

6 死後の処置は16,000円とする(エンゼルケアについては自宅にあるものを使用する)。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常のサービス提供地域

四日市市、菰野町

※地域以外でも利用者の希望があれば対応する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(衛生管理)

第10条 管理者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 管理者は、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当ステーション看護職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメントへの対応)

第13条 ステーションは、適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為(性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの及び利用者及びその家族からの要求等について、その内容が著しくの妥当性を欠き、また、その要求への対応手段等が社会通念上不相当なものであって、当該対応手段等によって看護職員等の就業環境が害されるものをいう。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 6 カ月以内

② 継続研修 年 1 回

2 看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、看護職員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社さくらとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月4日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改定・施行する。

この規程は、令和6年3月1日から改定・施行する。

この規程は、令和8年6月24日から改定・施行する。